（物品購入等）

電子メール方式により別記１に掲げる受付期間及び宛先に申請を受け付ける。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、事前に別記１⑵に掲げる審査担当に電話にて連絡の上、文書郵送方式での申請を別記１⑵に掲げる宛先にて受け付けるものとする。

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、令和９年２月１日以降随時、電子メール方式により別記１⑵に掲げる送付宛先に申請をおこなうこととする。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、事前に別記１⑵に掲げる審査担当に電話にて連絡の上、文書郵送方式での申請を別記１⑵に掲げる宛先にて受け付けるものとする。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される建設工事又は物品購入等についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書、建設コンサルタント等業務についての公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出している者であるときは、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した本部等（本社、各本部及び各支社をいう。以下同じ。）の別記２に掲げる提出場所においても申請を受け付ける。

３　申請の方法

⑴　パスワード等の入手方法

①　２⑴に掲げるインターネットによる申請者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、令和８年11月２日から令和８年12月28日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までに得るものとする。

②　電子メール方式による申請者は、令和８年11月２日から次のホームページアドレスにアクセスして、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等業務）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品購入等）」（以下「申請書」という。）等を確認するものとする。

https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

⑵　申請書の提出方法　電子メール方式による申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数については、申請しようとする地区の数にかかわらず、各１部とする。

（建設工事及び建設コンサルタント等業務）

インターネットによる申請者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、３⑴①により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

（物品購入等）

電子メール方式により提出すること。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、事前に別記１⑵に掲げる審査担当に電話にて連絡の上、文書郵送方式での申請を別記１⑵に掲げる宛先にて受け付けるものとする。

（建設工事に係る添付書類）

①　申請者が、⑨に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき、及び⑨に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表

②　業態調書

③　営業所一覧表

④　申請者が経常建設共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し及び当機構が指定する共同企業体等調書

⑤　申請者が経常建設共同企業体であるときは、その構成員に係る⑨に掲げる書類を当該経常建設共同企業体に係る書類とともに提出すること。総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

⑥　申請者が、その設立から令和８年10月１日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、令和６年10月１日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑦　申請者が、その設立から令和８年10月１日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑧　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の３））

ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができない場合や納税額について係争中の場合（係争部分以外の租税を除く）など、国税規則別紙第９号（その３）、（その３の２）又は（その３の３）を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑨　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。））

⑩　行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

⒜　申請者がその他工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、②、③及び⑧に掲げる書類、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書並びに規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる当機構が指定する経営事項入力資料、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写しを提出すること。

⒝　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者に係る⑧及び⑨に掲げる書類、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類を当該事業協同組合に係る①、②及び③に掲げる書類、役員名簿並びに組合員名簿、官公需適格組合証明書及び当機構が指定する共同企業体等調書とともに提出すること。

⒞　別記２⑴から⑷に掲げる区分による同一地区において、同一工事種別での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めない。